

行方不明の心配がある高齢者等の 事前登録制度を利用しませんか？

★事前登録制度ってなに？

事前登録制度とは、田川市へ届出を行い、本人の写真等の情報を事前に登録しておくことで万が一行方不明になった場合に円滑な搜索活動に繋げる制度です。

★登録したらどうなるの？

①登録した情報を市や地域包括支援センター、警察と情報共有することで迅速な対応に繋がります。

②緊急連絡先を事前に登録しておくことで、保護された際に、すぐに家族へ連絡することができます。

※いただいた情報は各機関が適正に管理します。

※登録後の状況確認と写真の更新のため、年1回程度、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等が訪問します。

★登録するとき必要なものは？

①申請書（様式第1号）※ホームページからダウンロードできます。

※親族（4親等以内）以外の方による申請には委任状（様式第2号）が必要です。

②写真（顔写真と全身写真）

※窓口で写真撮影を行うことも出来ます。写真の現像が難しい場合は写真データをメールでも受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

★問い合わせ・申込先

田川市高齢障害課高齢介護係（田川市役所 1階 ⑭窓口）

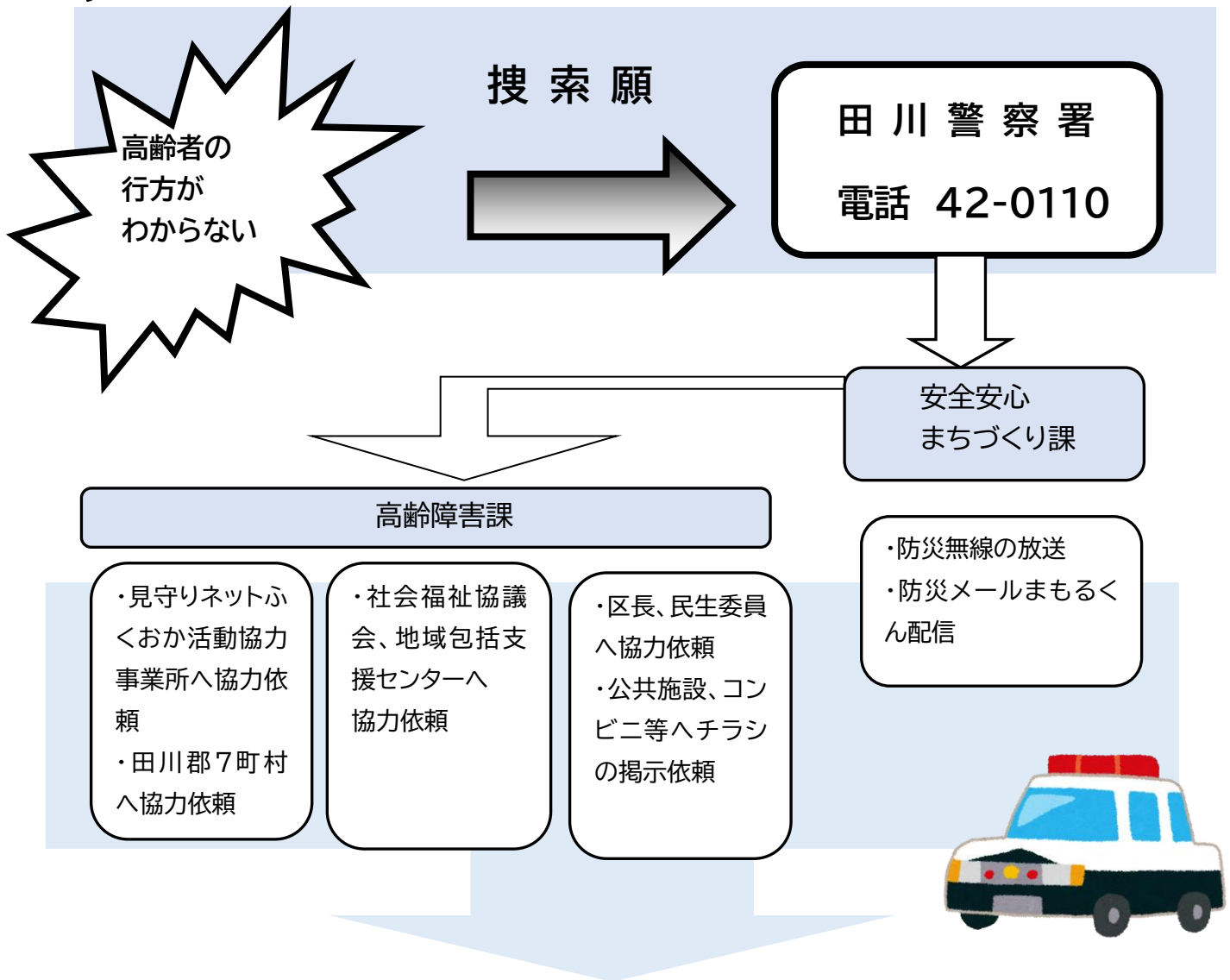
TEL 0947-85-7129（直通）

メール kourei@lg.city.tagawa.fukuoka.jp



裏ページもご覧ください

田川市見守りネットワークのしくみ 高齢者等行方不明発生から発見・保護までの流れ



行方不明者の発見・保護

